

かきりば

3月

第180号



二十歳のつどい - 1月8日 -

一般質問

- ◆ 令和5年度予算策定について
- ◆ 島牧診療所の今後について
- ◆ バスの体制について
- ◆ 結論の先延ばし事業と対応について
- ◆ J-クレジット制度とブルーカーボンへの取り組み
- ◆ 人口減少と、伴う空き家対策と定住促進政策
- ◆ 農業者支援対策について
- ◆ ハイヤー利用券交付事業について
- ◆ 島牧村地域公共交通活性化協議会について

主な内容

第4回村議会定例会

| | |
|--------|------|
| 行政報告 | 2-4 |
| 審議した議案 | 4-6 |
| 一般質問 | 6-20 |

決算審査特別委員会 21

常任委員会所管事務調査 22-23

定例会

令和4年第4回村議会定例会は12月14日招集され、会期を12月15日までの2日間と決めた後、議長の諸般報告、村長の行政報告がありました。

その後、村政に対し議員3名が一般質問を行い、令和3年度の全会計決算を、決算審査特別委員会審査報告のとおり認定し、続いて総務社会・産業建設の各常任委員長、副委員長から、所管事務調査について報告がありました。そのほか報告1件を受け、議案14件を何れも原案のとおり可決、閉会中の継続調査1件を決定し、会期を1日残り閉会しました。



▲ 行政報告する藤澤村長

藤澤 克 村長

行政報告

千走ふ化場におけるサクラマス稚魚の伝染性造血器壊死症ウイルス（IHNV）の発症と対応状況

千走ふ化場におきまして、令和3年9月採卵分で来年春にスマルト放流予定で飼育中の、サクラマス幼魚約20万尾が、10月中旬に入り、へい死する稚魚が多くなり急遽、さけます・内水面水産試験場に魚病診断を依頼したところ、10月18日にIHNV陽性と診断が確定しました。

昨年に続き2年連続の発病となります。IHNVにつきましては、治療薬が無く手の施しようが無いこと、及び本年度の収容済種卵の感染防止あるい

はほかの施設への感染防止のために、10月24日全数処分を行いました。

また、10月25日から10月26日にかけて、施設構内全体を塩素にて消毒作業を実施しました。

昨年度、IHNV発症処分による防疫対策は、施設全体、使用備品・器具工具・着用具全ての消毒洗浄を行い、完全防疫処置を徹底したのにも拘わらず、誠に残念な事態となつてしまいました。

本年度確保した種卵及び来春生産される稚魚の飼育方針、今後の防疫体制の進め方につきましては、日本海さけます増殖事業協会、さけます内水面水産試験場の指導助言のもとに徹底した対策を実施し、事業を継続してまいる所存であります。

また、今期のサケの捕獲状況であります。水揚げが昨年より256トン増えて508トン、金額も昨年より1億8,300万円増えて3億5,600万円ほどとなり、数量及び金額は前年度の約2倍増となっております。

今期の豊漁の要因は、日本海側に戻ってきたサケの大半

が4年魚であり、放流された19年春は、道内全域で海水温が稚魚の生育に適した水温であり、沿岸部で十分に成長した稚魚が沖合でも多く生き残ったことが想定されるようであります。

現在も実施しております、さけ・ます増殖事業を今後も継続実施し、さけ・ますの回帰増量を目指し、今後も豊漁が続くことを期待したいと考えている所であります。

新型コロナウイルスワクチン接種状況等

新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。12月12日現在の接種者数は、接種対象者1,352人に対し、1回目ワクチン接種者1,248人（接種率92.3%）、2回目ワクチン接種者1,237人（接種率91.5%）、3回目接種者1,128人（接種率83.4%）、4回目接種者897人（接種率66.3%）となっております。

5回目のオミクロン株対応のワクチン接種につきましては、10月24日から、1日最大60人の接種を行い、12月12日

現在で668人、接種券発行数1,136人に対し接種率は58.8%となっております。また、乳幼児のコロナワクチン接種につきましては、生後6か月から5歳未満児を対象に、12月2日から接種を行っておりますので併せてご報告いたします。

10月24日から開始した5回目のワクチン接種については、現在も接種予約を行っておりますが、回数毎に接種率が低下傾向にあります。

村民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、結果として、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るため、接種をお願いしたいと思っております。

汲み取り単価改定

南部後志環境衛生組合より、令和4年11月28日付で、令和5年4月1日より改定となります。し尿収集手数料について

通知がありましたので、その内容について報告いたします。

し尿収集手数料につきましては、平成17年度以降、消費税分のみの改正に留まっております。物価高騰分等については南部後志環境衛生組合構成4町村が負担する遠隔地補助金を見直しながら収集業者を支援してまいりました。

しかしながら、近年の人口減少と下水道や浄化槽の普及、更には燃料油や人件費等の高騰から、昨年12月、南部後志環境衛生組合の収集業者より、経営支援の要請があったことから、南部後志環境衛生組合では、遠隔地補助金ではなく、し尿収集利用者の自己負担である、し尿処理手数料を値上げとすることで検討を進めておりました。

南部後志環境衛生組合の構成町村で検討した結果から、現行のし尿収集手数料10リットル当たり68円を、全道の平均であります78円に改定することが、令和4年11月25日開催の令和4年第1回南部後志環境衛生組合議会臨時会にて議決されております。

なお、この改定により基本料金である300リットルまでの料金2,040円が2,340円となり住民負担が

300円増額となります。

また、し尿収集手数料の改定に合わせて、新たに、建設工事の工事現場等に設置される仮設トイレについては、突発的な臨時収集となり別にコストがかかっていることから、仮設トイレ1基につき1,500円をし尿収集手数料に加算して徴収できるよう改定されました。

し尿収集を利用しているご家庭及び、事業所においては負担が、増額となる所ではありますが、し尿収集業務の確保継続に向けてご理解を賜りたいと思っております。

建物明渡請求訴訟の進捗状況

去る7月21日、第3回村議会臨時会において、7月19日、第1回期日に基づき、第2回期日が10月11日（火）午前11時30分に開催される旨ご報告申し上げましたが、第2回期日に続き、第3回期日が11月22日に開催され、双方の代理人弁護士がウェブ会議システムを利用して出頭しておりますので、併せて協議結果についてご報告申し上げます。

10月11日、第2回期日においては、当方から準備書面1と証拠文書6件、被告からの第1準備書面と証拠文書7件が提出されました。

裁判所から、被告代理人弁護士に対して、和解の検討の余地があるかとの質問があり、被告本人としては、現在、居住場所がないため居住を継続したいとの意向があること、現時点では明確な和解に関する結論が出ていないことから、引き続き被告本人の意向を確認することが述べられました。

当方からは、解決方法として、被告が体調不良により、明渡請求施設の室内に立ち入ることが難しいのであれば、家具等の残置物を当方が撤去し、係る費用を被告に請求することを提案し、次回第3回期日を11月22日午前10時30分に指定されました。

当日11月22日第3回期日においては、被告からの第2準備書面と証拠文書2件の提出が確認され、原告である村が第2準備書面に対して反論することが確認されました。

裁判所から、第2回期日協議時に提案された和解の可否

について協議が行われ、被告代理人から、明渡前提での和解については、現在のところ前向きな検討が進んでいないことが報告されました。

裁判所からは、被告側が和解の在り方について引き続き検討するよう指示があり、併せて原告・被告双方に対して、一つの解決の選択肢として、被告、大塚氏が退去し、同居人である大塚氏が本件建物を借りる形、すなわち借主を交換する形での解決試案の検討が要望されました。

今後の進行として、第4回期日を令和5年1月11日（水）、午前10時と指定され、当方が被告第2準備書面に対して反論するとともに、もっぱら被告が、和解の在り方について検討を進めることとなりました。

裁判所から、和解の試案についての検討が要望されておりますが、当方の正当性に鑑みて容認できるものではないことから、今後も、訴訟の場において、村公営住宅が、真に住宅に困窮する方々に利用していただけるものになるよう明渡しを求めてまいります。

有害鳥獣の駆除状況

今年度、4月から11月25日現在までの、ヒグマ、エゾジカ、アライグマの捕獲で状況についてありますが、ヒグマの出没、捕獲状況につきましては、6月8日開会の第2回定例会におきまして報告しておりますが、その後、捕獲数が増えておりますので、改めて説明します。

ヒグマにつきましては、技術者育成で7頭、有害駆除での3頭を合わせまして、10頭の捕獲となっております。

エゾシカにつきましては、60頭を捕獲しており、アライグマにつきましては、7頭を捕獲しています。

尚、今後につきましても、費用は伴いますが、人畜の危害及び農林産物の被害を未然に防止する観点からも、有害鳥獣の捕獲を遂行していきたいと考えております。

風力発電事業の進捗状況

株式会社ジェイウインドが月越地区において、昨年より

建替え工事を行っていただきました、新島牧ウインドファームにつきましては、国内最大級の出力4,300キロワットの風車が、10月13日に完成し、試験運転を行った後、12月12日に営業運転を開始しています。

また、コスモエコパワー株式会社が進める「仮称、島牧ウインドファーム」につきましては、2025年（令和7年）の着工に向け、環境影響評価等、各種工程が進められているところであります。

洋上風力発電事業に関しては、本年も経済産業省へ情報提供を行い、「引き続き」一定の準備段階に進んでいる区域」として整理しておりますが、新たに「系統暫定確保に係る事前調査の対象区域」として指定されています。

こちらにつきましては、島牧沖を含む石狩市沖から松前沖一帯での適切な電力の出力規模を定め、必要な系統容量をあらかじめ確保する「系統確保スキーム」の適用を検討するものです。

なお、7月25日には「島牧村洋上風力発電導入推進協議会」が設立され、洋上風力が

地域振興に寄与することを推進するため、各種課題の協議等を行ってまいります。

寄附採納

1件目は、字元町「リゾ・たかしま」高島光則様より、去る10月18日、学校給食に利用して欲しいとのこと、新米ゆめびりか60kgの寄贈があり、引き続き去る11月1日保育所給食に利用して欲しいとのこと、新米ゆめびりか60kgの寄贈がありましたことを報告いたします。

この寄贈品につきましては、島牧小・中学校児童・生徒の学校給食用食材及び、島牧保育所給食用食材として活用させていただきます。

2件目は、去る9月21日、東京都杉並区在住の深井昌子様より、字永豊町60番2、他4筆10,578.07平方mの寄附採納願があり、10月27日付で所有権移転登記が終了しましたので、ご報告いたします。

審議した議案

決算認定

▼3年度一般会計歳入歳出決算の認定

▼3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

▼3年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

▼3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

▼3年度合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定

以上5件の決算認定について、決算審査特別委員会佐藤伴則委員長が審査結果を報告。委員長報告の後、会計ごとに採決した結果、何れも認定することと決定。

条例制定

▼島牧村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定

加齢による諸事情など高齢期職員の多様な働き方に応え

る選択肢の一つとして、本条例を制定。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定

島牧村有害鳥獣解体処理施設設置により効率的な施設の利用を図るために必要な事項を定めるため、本条例を制定。

◎賛成多数で原案可決

▼島牧村住宅環境改善支援条例の制定

村民が安心して快適に暮らすため、住宅建築や改修の促進を目的として、本条例を制定。

◎賛成多数で原案可決

条例改正

▼過疎地域の公示による固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正

租税特別措置法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村職員の給与に関する条例及び島牧村会計年度任

用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部改正

人事院の公務員給与改定勧告に基づく国家公務員一般職の給与に関する法律の一部改正に準じ、本村の一般職員等の給与改定を実施。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村職員の定年等に関する条例等の一部改正

地方公務員法の改正に伴う定年年齢の引き上げ及び60歳以上の職員に対する給与の特例等を規定。

◎全員賛成で原案可決

専決処分

▼4年度一般会計補正予算(第6号)

歳入・歳出ともに103万4千円を追加し、予算総額を28億2730万7千円とする。

歳入の主なもの

・財政調整基金繰入金

103万4千円追加

歳出の主なもの

・千走第3頭首工災害復旧設計委託料
103万4千円追加

◎全員賛成で承認

▼4年度一般会計補正予算(第7号)

歳入・歳出ともに329万4千円を追加し、予算総額を28億6025万1千円とする。

歳入の主なもの

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1235万3千円追加

・子育て世帯等臨時特別支事業費補助金
1972万4千円追加

歳出の主なもの

・物価高騰対策給付金事業助成金
1322万2千円追加

・物価高騰緊急支援事業助成金
1855万円追加

◎全員賛成で承認

補正予算

▼4年度一般会計補正予算(第8号)

歳入・歳出ともに861万円を追加し、予算総額を28億6886万1千円とする。

歳入の主なもの

・社会資本整備総合交付金(村道除雪事業)
154万円追加

・ふるさと応援基金繰入金(有害鳥獣施設整備事業)
100万円追加

・退職手当組合清算還付金
744万3千円追加

歳出の主なもの

・職員給与
833万2千円減額

・住宅環境改善奨励補助金
637万円追加

・光ネットワーク修繕料
282万円追加

・後期高齢者医療広域連合医療費負担金
277万2千円減額

・後期高齢者医療特別会計繰出金
138万円減額

・特定目的基金積立金(奨学基金)
500万円追加

◎賛成多数で原案可決

▼4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入・歳出ともに45万6千円を減額し、予算総額を774万4千円とする。

歳入の主なもの

・給料職員手当等
41万7千円減額

・共済費等
12万9千円減額

・自治体情報システム協議会負担金
9万円追加

歳入の主なもの

・一般会計繰入金(経常的)
74万4千円追加

・給料職員手当等
26万9千円追加

・共済費等
2万5千円減額

・光熱水費
50万円追加

・共済費等
2万5千円減額

・光熱水費
50万円追加

◎全員賛成で原案可決

▼4年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入・歳出ともに212万円を減額し、予算総額を2568万円とする。

歳入の主なもの

・歳入の主なもの
保険基金安定繰入金
117万9千円減額

・事務費保険料等負担金
212万円減額

◎全員賛成で原案可決

▼4年度合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)

歳入・歳出ともに82万8千円を追加し、予算総額を1億8万2千円とする。

歳入の主なもの

・一般会計繰入金(経常費)
82万8千円追加

・給料職員手当等
73万5千円追加

・共済費等
9万3千円追加

◎全員賛成で原案可決

委員会調査報告

(総務社会常任委員会)

令和4年9月7日、第3回村議会定例会で調査の付託を受けた所管事務調査について、佐藤伴則委員長が調査結果を報告。調査内容は22ページに

報告

掲載しました。

◎報告

▼委員会調査報告

(産業建設常任委員会)

令和4年9月7日、第3回

村議会定例会で調査の付託を

受けた所管事務調査について、高島紀彦副委員長が調査結果を報告。調査内容は23ページに掲載しました。

◎報告

▼教育委員会事務の管理及び

執行の状況の点検・評価の報告

教育委員会が令和3年度実施した事務事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告。

◎報告

その他

▼工事請負契約の変更

有害鳥獣解体処理施設建設工事の設計変更により契約の金額を変更するもの。

◎決定

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

◎賛成多数で原案可決

一般質問

第4回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。
今回の質問者は3名で、その全文を掲載しました。

佐藤 伴則 議員

- ◆ 令和5年度予算策定について
- ◆ 島牧診療所の今後について
- ◆ バスの体制について
- ◆ 結論の先延ばし事業と対応について
- ◆ J-クレジット制度とブルーカーボンへの取り組み
- ◆ 人口減少と、伴う空き家対策と定住促進政策

坂下 初雄 議員

- ◆ 農業者支援対策について

藤田 和康 議員

- ◆ ハイヤー利用券交付事業について
- ◆ 島牧村地域公共交通活性化協議会について

令和5年度予算策定について



佐藤 伴則 議員

問

新年度予算策定に職員各位と共にご尽力の最中の事と思いますが、予算案を策定されるにあたり、どのような目的の元で各課及び各担当者に対し、村長の新年度に向けたご思案を指示され進めておられるかお伺いします。

藤澤克 村長

令和5年度の予算策定にあたりまして、どのような目的

をもって編成するのかとのご質問かと存じますが、私の政治信念である、「ふるさと島牧の明日を築き未来を拓く」

を胸に抱き、村づくりの理念である、「豊かな自然と人の温もりを育む村」づくりを目指すことを念頭に安全・安心

して過ごすことのできる生活環境、そして地域の活力を生み出す産業基盤の整備・充実が図られることを願い、令和

5年度に限らず予算編成に臨んでおります。しかしながら、ここ数年の基金繰入による基金残高の減

少により、これまでのような多額の基金を繰り入れての予算編成は難しい状況となっております。

このため、収支均衡とするための目安として、経常費全体で令和4年度以下とするのと、また、臨時費については、これまで以上に財源を探すよう指示しております。

ただ、そうは申しましても、昨今の物価上昇による影響は避けられないことから、既存事業についての見直しも引き続き検討していかねければならないと考えております。

具体的には、ふるさと納税の強化による歳入の確保や、目的が果たされたと思われる事務事業については、廃止又は縮小を選択しなければならぬことも考えられますが、持続可能な村としていくため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

佐藤伴則 議員

基本は、これまでも変わりがありませんというお話であったかと思えます。

新年度に向けては、令和3年度7%の縮減、令和4年度

10%の縮減を職員の皆さんにお願いをしたものを、令和5年度に關しましては、令和4年度以下ということで、経常費については考えられているということを受けとめました。

けれども、村長からお話が合った通り、諸物価がかなり高騰している状況にあります。そのような状況下ですと、やはり、令和5年度に向かつて、昨年度と同様の金額を持つてしても、かなり縮減になってしまふのではないのかと思えます。

事務事業の見直し等、また、ふるさと納税のことにつきましても、今ご答弁がありました。なかなかうまくいってないという指摘も議員の方からもあったと思えます。

事務事業の見直しにつきましても、数年前にお伺いした時に、私と同様のお考えの用でして、常にその見直しについて進めなければいけないという事をおっしゃっていたと思えますけれども、具体的に、ほとんど進んでいないのではないかと現状感じております。

行政改革推進本部会議、9月に開催されたようですけれども、中身をお聞きしましても、

非常に中身が乏しいとお聞きをしております。

やはり大変な状況にあるわけですから、思い切った見直しとところ見直しとおっしゃっていますけれども、具現化してどういった物を試算として、もう今、経常費は新年度予算に向けて策定をしている最中でしょうか、具体的などのようものが上がっているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

藤澤克 村長

経常費・臨時費ともに、今まさに、その具体的な中身に何に対して何をどうするかするとどうするかはちよつとまだお伝えできる状況にはございませんことをご理解いただきたいと思えます。

ただ、質問者よりご指摘ありました、諸物価が非常に高騰しているという現実、実態を今回の補正予算等でも、いわゆる、光熱水費等の問題ですとか、様々な物が出ております。それを、物価が高いから当たり前という事ではなく、より削減できるところが無いのか、皆で知恵を絞って、汗をかいて行こうというような

取り組みという事を理解していただきたいと思えます。

やる事を今までやってくるという、手を着けていける分野、確かに少なくなると思えます。

事務事業等の問題になると従来のサービスがいきなり無くなってもいいのかという様々な問題も発生してきます。物事というのは、場合によつては行なうべき、ある時は、思い切った決断の基に断行してやらなければいけない時、様々な部分があります。

これからそれらの十分な予算策定のなかで、議論が進められていく形になっていきます。よろしくご理解の程お願いいたします。

佐藤伴則 議員

新年度予算につきましては、予算計上が来年第1回定例会に計上された時に、その中身を拝見させていただいて、議論をさせていただきたいと思えますけれども、やはり、今残念だったと思うのは、今具体的に示されるものが無いというご答弁でありましたけれども、それではなかなか厳しんじゃないかと思うんです。

恐らく、予算全体の規模、これは臨時費等で減る部分はあるだろうと予測がたちますので、全体予算は縮減になるだろうと思えますけれども、常日頃、事務事業の見直しの部分、こういった物について取り組んでこなかった、つけない事と思えますので、その辺も3月の予算で十分にまた検討させていただきたいと思えます。

島牧診療所の今後について

佐藤 伴則 議員

問

村が開設者である島牧診療所の利用者数が年々減少しておりますが、要因をどう考えておられるかご見解を伺います。併せて、今後のあるべき姿をどの様に考えておられるかを、年次的にどの様な、具体的な計画をお持ちか村長のお考えを伺います。

藤澤克 村長

島牧診療所の今後について、始めに、島牧診療所の利用者が年々減少している要因をどの様に考えるかとのことであります。第3回定例会における佐藤議員の一般質問への答弁のとおり、村内人口の減少・高齢者人口の減少等による診療所利用者数の減少、更に通院先を島牧診療所から寿都診療所へ変更された患者が増加傾向にあったことが考えられます。

また、今後のあるべき姿をどの様に考えるか、年次的に具体的な計画があるか、とのことであります。第3回定例会における答弁と重複してまいります。1町村単位の医療圏から隣接町村との医療の広域化というものが必要と考えております。

そのために、寿都・島牧地域における医療の今後のあり方として、2町村に所在する公設診療所の医療機関連携を進め、広域連携による地域医療の継続を目指し、地域住民の安全・安心な暮らしのための医療環境の実現に向けての検

策等で、協議再開を見合ざるをえない状況が現在も続いており、現段階においては広域連携についての具体的な計画策定をお示しすることは難しい状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、家庭医療学センターとしても長年にわたって懸案になっていないことを、理解されておられ、コロナ禍の終息の目途が立ち次第、協議を再開したいと考えます事を述べ答弁いたします。

佐藤伴則 議員

ありがとうございます。

まず、私利用者数の減少の要因について、お伺いをさせていただきます。9月同様に、高齢者人口が減少しているという事が要因だとおっしゃられておりますけれども、高齢者人口が減っているという事は残念ですけれども、お亡くなりになったり、村外に転出されたりという数が年々増え、そして高齢者になっていく方、対象が65歳と前回おっしゃっていますけれども、65歳に到達する方よりもそういう方々が多いという、現状はそうなんだろうと思います。し

かし、私は要因というのはもつと深い所にあるのではないかと思います。

人口減少が進んでいますので、それに付随して減るというよりも、医療の信頼性に寄与する部分が多いように感じますし、そういった話を聞く部分がたくさんございます。

一般の方からも、島牧診療所にかかっている自分の病気が治らない、また、島牧診療所での見立て、他町村に行つてセカンドオピニオンを受けると、特に外科については、骨が折れてないというふうに言われても、折れているという具体的な話をよく聞きます。

9月の時に該当するドクターに厳しく話しているところでございます、という事を述べられておりますけれども、具体的にどのような事をドクターに指示をされているのか、改めてお伺いいたします。

それと、医療連携協議会、確かに数年前から、作られておりますけれども、コロナ禍で中々相談する機会が無い。

今やリモートでもできますし、私、数日前にこの件につきまして近隣町村長とお会いをして、若干意見交換をさせ

ていただきました。
やろうと思えばできるんじゃないですか。どんな今の体制を、ただ継続しているだけではなく、中身としても少し見直していかなければ。多額の赤字も抱えながら、確かに医療は大事ではありますが、けれども、その後の、高度医療等に関しても、どんどん積極的に進めて行かなければ、ならない状況にあるのではないかと思いますけれども、ご所見を伺います。

藤澤克 村長

大きく二つのご指摘かと思えますけれども、一点目の質問につきましては、先ほど色々質問者、医療とは信頼じゃないかというお話がありましたけれども、その部分というのがうちの診療所に欠けているのではないかと、厳しいご指摘がありましたけれども、私も所長にその部分をお話しております。

厳しく話した中の一つとして、医師と患者さんとの信頼関係というものは非常に大切ではないか、その部分というのが、しっかりと構築されていかないと、患者さんは違う

医療機関を求めるとは、ないか、というお話をさせていただいております。

その他もろもろございますけれども、協議会がリモート等でも可能ではないか、これは、相手とどのような状況であればリモートも可能かもしれないけれども、相手も医療機関で、非常にコロナの関係でそういう時間をなかなか簡単に得ることが出来ない。

またそのためにかける時間というものがひっ迫してきている状況の中では難しいという事で、双方互いに見ることが出来ないというのが、実態でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

佐藤伴則 議員

よく聞き取れない所もありました。歯切れの悪いご回答だったなど残念に思っておりますけれども、いずれにいたしましても、自治体の一番大事な事である住民の生命と財産を守る、まずその生命にかかわる事ですから、きちんと体制を整えていかなければならぬという事は当たり前前事なんだろうと思えます。様々な理由を述べられてお

りますけれども、きちんと見直す時期に来ているんだろうと思えます。
このままでいくと、大きな

事故等も発生しかねないので、はないかと心配しておりますので、その辺今後、具体的に、来年度に向けて早急にご検討

をお願い申し上げこの質問を終わらせていただきます。

バス体制について

佐藤伴則 議員

問

主に高齢者の大切な生活を支える10人乗り程度の車両を導入し、日常生活や通院など、個々人のライフスタイルにあわせた公共交通を提供すべきと考えますが、ご所見を伺います。

藤澤克 村長

個々人のライフスタイルに合わせた公共交通を、10人乗り程度の車両で提供すべきではないかとのご意見について

でありますが、現在村では、65歳以上の高齢者等を対象とした移送サービスを提供しておりますが、利用目的が限定されているため、本年度途中より免許証を持たない高齢者

に対してハイヤーチケットの配付を行い、これまでよりも自由度の高いサービスへの拡充を図っているところであり

ます。なお今後につきましても、日常生活における多様な目的や対象となる年齢の拡充により誰もが安心して移動できる環境の構築を目指すため、現状の輸送資源だけでは賄いきれない部分について、ワゴン

佐藤伴則 議員

車等の導入も含めて事業者間の連携の下で実施できるように協議を行ってまいりたい、そのように考えております。

まず、6月・9月と、この問題についてあえて触れないでまいりました。それまで毎回関連した形で質問させていただいてきましたけれども、先般のいつかの時

期に、この公共交通会議のあり方についてもお話がありましたけども、私はもう具体性を持った提案というものがまさに今、さつき質問させていだきましたが、令和5年度に向かつて、予算を策定しに動いている中で具体性が無いというのはどのような事なのかと残念に思います。

確かに、社会福祉協議会移送サービス、又はタクシークレットの配付も新たに行いましたけども、先日、栄磯の方から、寿都の病院に迎えに来て欲しいという事でお迎えに上がってきました、タクシークレットを使って、寿都の病院に行かれたそうですけども、6千円余り片道で掛ったそうです。

タクシークレットいくら配られてますか。何回使えますか。

もういい加減、何度も申し上げてますけども、その場その場の対応ではなく、例えば社会福祉協議会さんがあるのであれば、社会福祉協議会の事業をきちんと拡充して、様々申し上げたような、高齢者の方に限定してでもいいでしょう。もう少し自由に使

えるように、使いやすい、そんな事が必要なんじゃないかと思えます。

私昨日、免許証の更新講習に行ってきました、北海道は高齢者の免許の保有率が他県に比べて非常に高いそうです。当然、広い土地を抱えておりますし、確か22%ほどと記憶しておりますけども、その道内においても、島牧村は、更に公共交通に頼らざるを得ない土地柄と言いますか、そういうような環境にはあると思うんです。

あえて申し上げませんが、私も、我が村よりも充実しているとは言いませんけども、もっと公共交通がまだまだ維持されているところでも、早急に様々な方式を取りながら対応しております。

数日というよりも、2週間程前だったと思いますけども、運転手がいらない、自動運転のバスを運転していて、試験的な事でもどんどん動いているんですよ。

公共交通協議会会議の最後、含めて今どういったような結論になっているのかその事と、今後新年度に向けてどのよう

にこのことに向けて取り組む所存であるのか、改めてお考えを伺いたいと思います。

藤澤克 村長

社会福祉協議会の移送サービス拡大という話等々されておりました。

別の議員さんからも一般質問でチケットの問題で出ております。

いずれにしても、福祉としての交通機関のあり方と、地域公共交通としてのあり方、ちよつと性質の違う部分、逆に地域全体として見た時には、その利用者の目的によって、それが一体化するという問題が様々ございます。

そういった事を、しっかりとそここの地域に沿った、より良い地域公共交通のあり方として、タクシークレットの配付もその一部一環として、現在試行的に行われているところでございます。

そういった部分十分にご理解いただきたいと思います。AIによるバスの移動も北海道内で、自治体名は忘れまじしたけども、実際に試験運用しているところがございます。段々そういう時代になってい

くのかもしれません。

AIの運転については時速20kmぐらいで運用を試験しているというふうに向つてございます。

そういう時代の到来に向つたことも含め、今後もつと対策を練つて行くべきだということ、ご指摘でありましたけども、当然、様々なそのようなことも含めながら、公共交通の地域の持続可能な公共交通のあり方は、これからも検討しながら進めてまいりる所存でありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

佐藤伴則 議員

すいませんけども、私再質問の段階で、公共交通協議会会議の現状についての質問もさせていだいたと思うのですが、今その件について触れられていない、ご対応を頂いてないと思うんですけども。

藤澤克 村長

公共交通協議会でですけども、地域公共交通活性化協議会の役割は、基本的には現状において、この公共交通計画の中身をいかにこれから進めて行くかの調整等を行つていく

会議であります。

それで何かをやつていく時には、その協議会での是非、賛否が問われるという形になっております。年に何回か必要に応じて開催されているという事になっております。

佐藤伴則 議員

中身について、乏しいんでしようね、残念ながら、お答えいただけないとすると。

ご決意も述べていただきましたが残念ながら答弁の中になかった。

村長、是非とも、村民の皆さんが利用しやすい、福祉・公共交通、それから学校の送迎、様々に分離をされる部分があるとは思いますが、全体を通してどうなのか、確かに行政がやる事では、そういった制約等が付きまとう部分あるうと思えますけども、島牧村としてどうあるべきかとご検討の上、事業提案・予算計上に繋げていただきたいという事をお願い申し上げます。この質問を終わらせていただきます。

結論の先延ばし事業と対応について

佐藤 伴則 議員

問

村長「ご自身が令和3年度予算に事業提案し、予算計上されて議会議決済の2事業と、長年にわたり手つかず状態にある大平センターパークの改修計画について、議会に結論を示さず担当職員に指示すら無い旨も確認しておりますが、ご所見を」
「開示ください。」

藤澤 克 村長

令和3年度予算に事業提案し、予算計上されて議会議決済の2事業と、大平センターパーク改修計画について議会に結論を示していないとのことでありますが、予算計上を行う事務事業につきましては、事前調査・検討を経た上で行うておりますが、予算議決後、諸問題により実施に至らない事例が生じた場合にありましては、議会に対して、全員協働報告の機会をいただきます。

ご質問のありました大平センターパーク整備事業につきましては、大平センターパーク調査特別委員会に付託され、

本年5月12日には、現地調査が行われ、6月8日には既設トイレの修繕・井戸掘削・水管橋設置費用について報告し、当日の検討結果としては、村が大平地区の全体的なビジョンを作成し、特別委員会に示すこととなりました。

佐藤 伴則 議員

しかしながら、村としては、既設施設の老朽度と大規模改修に係る財源対策並びに大平地区の利用状況などを考慮した結果、できる限り財政負担を抑制し、早期に整備を進めることが可能となる計画を提案したものであり、本計画を上回るものが見当たらない状況にあります。

現在にありまして、大平地区における観光トイレ等の

必要性は十分に理解しており、代替施設等について改めて調査・検討を重ねているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今、令和3年度の見送り事業、具体的な事業名について、お答え頂けませんでしたが、お答え頂けませんでしたが、この2事業を指して、私質問をさせていたでいるわけですが、令和3年度の予算で提案がされ、予算議決もさされ、令和4年度も終えようとしていられるわけですよ。

今、令和5年に向けて予算策定をされる状況がまさに進んでいるわけでありまして、

も、これでは長期的な財政計画とか、そういったものがないんじゃないですか。

財政が大変だ、先ほどの答弁でも様々に苦慮されている。苦慮されているのは分かりますが、結論は結論として出さなければ、見通しというものには立たないんじゃないですか。

少なくとも1年以上経過しているんですよ。

諸問題があるのは分かりませんが、悩むのも分かります。

しかし、結論を導かなくては、短期的にも長期定期にもどう財政を積み立てていくんですか。

まずその辺を、何故できないのか、示せないのか、よく

わかりません。

それと大平センターパークについて、議会は特別委員会を設置し、審議をさせていただきます。

私先日その時の議事録確認させていただきました。

村側にもう一度、提案をどのようにするべきか検討していただいで、示していただきたいというのが、その最終的な議事録のまとめ方だったと思います。

今村長おっしゃる通りに、やはりそれがベストなんだという事であれば、特別委員会にそれをきちんと、村側としては考え方は変えない、やはりそれがベストだと思つて話をしていただけではないかと思つていただいで、そうでないと物事進まないんじゃないですか。

またこのままいくと、年度超えますよ。春の説明からあつたように、また間に合わなくなるんじゃないですか。

夏の観光時期に、こういう状況を招くという事で、私あえてこうやって質問をしていられるんですけども、その辺どうお考えなのか、再度この三件の事業についてお伺いし

藤澤克 村長

ます。

まず最初に、センターパークの問題、先程も言いました通り、村はこういうふうに通っていますという事で、出すものを出して、こっちの方がもっと安くできるんじゃないかなど、様々なご意見も出ています。

そういうまとまらない中で、特別委員会の方に、私発展したと思います。

特別委員会で今度は、その計画を示してくださいと言われましたけども、それが出ないと特別委員会で結論出ないんですか。

村側が、あそこの問題として予算要望を上げたものをもっと少し内容を審議すべきだという事で、特別委員会がなされたのであるのならば、その特別委員会で質問者は、直接私がそれがベターと思うのであれば、物申せということですけども、そういう原案を出して言い続けているのに、そうではなく、もっと個々の将来的計画図を出せとか、どうするんだとか、そういう議論にどんどん行くことが、逆に

物事の時間が掛かっているんじゃないですか。

村に対して特別委員会としては、こういう結論です。その内容というのはどういう内容か分かりませんが、村に対して、こうあるべきだ、というのが、それが村の提案と違うのであれば、村としては、なかなかそれは現状では難しいというような結論になったり、村のやり方、提案が当面それが良しとするのであれば、年度がずれたとしても、適時に事務をまた実施していくというような形になると思っています。

その辺双方立場が違っていると、考え方が違うという事もあるのかもしれないけども、ご理解いただきたいと思えます。それから2点、泊のふ化場と賀老の滝の話がございました。

具体的な事業名が出てなかったたので、恐らくこの2事業のことだろうとは私としては想定しておりましたけども、ひとつ泊ふ化場の関係ですけども、断念するか否かという問題があるんですけれども、いずれにしても、水量調査をしっかりとちょうとや

らないといけないという事で、ずっと本年も調査継続してやっているとあります。

非常にやはり、あそここの水量というのは想定よりもなかなか難しいかなというような感じがしています。

そういう部分を漁業組合さんの方もしっかりと協議していかなければならない状況になってきております。

それからもう一点、賀老の滝の関係、遊歩道を行う工事施工に関わる機械等のリフトの問題で、なかなか難しい部分が多々あるという事で、中断、当時断念しているところでありました。

それに代わって、第2展望台の所で、何かもう少し、安策を講じて見れないかという事で、今後のことを考えますという事で検討は進めているところでございます。ご理解の程お願いいたします。

佐藤伴則 議員

私の方からも2点に分けて、意見を述べさせていただきます。また、村長おっしゃる通りだと思っております。

私、村側の提案に、大平センターパークのトイレは、当

初からその提案がいいんじゃないかという事は申し上げてきたと思います。

そこでそれぞれ意見があったのは確かです。

しかし、先程の答弁を聞いてますと、特別委員会できちんとまとめておかないのが悪いと、村長がおっしゃる通り、確かに特別委員会を作ったんですから、特別委員会が新たな形をきちんと示すというのが私もルールだと思います。

しかし、残念なるから、議事録を読ませていただきますと、村側で新たに再考して欲しいという形で終わっていると思っております。

そうであるならば、それでは困りますという話をきちんと議会の場でしていただくべきではないかと私は思います。

その辺については、一般質問をさせていただきましたのは、遅れば遅れるほど、これもまた、資材も上がるだろうし、また間に合わなくなる。

来年の夏に、そういった状況が発生してくると思っておりますので、その辺はつきりしていただきたいと思います。

それから、賀老の滝及び、泊ふ化場の件について、諸問

題を抱えていることは、昨年一昨年からお聞きをしております。

私あえて具体的に事業名を挙げませんでしたけども、村長もそのように考えているのであれば、その具体的な事業名を挙げて、この件についてはこうだ、この件についてはこうだというご答弁をいただきました。

佐藤議員これは何を指しているんですかと、具体的に聞いてほしかったなと思っております。

そのために事前通告もしているわけですし、いづれにしても、先ほど再質問でも申しました通り、方向性がきちんとならなければ、中長期的な財政の計画に大きく係わってくるんだらうと思っております。

で、その辺を含めて、どういふうな議論を進めて、どういふ結果で、新年度に向けて予算計上されるのか分かりませんが、可能であれば、その場でまたお聞きをさせていただきます。

ただ、ご検討の程をお願いしたいと言っただけでも、結論を導いていただければ幸いですというように申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

J-クレジット制度とブルーカーボンへの取り組み

佐藤 伴則 議員

問

広大な山林と海域を有する当村は、近年多くの地方自治体が取り組んでいるこれらの事業における適地であり、早々に取り組むべきと考えますが如何お考えでしょうか。

藤澤克 村長

J-クレジット制度につきましては、省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出量削減や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジット

トとして国が認定する制度と
言うように認識しております
が、本村におきましても省エ
ネルギーの推進に取り組みと
ともに、村が保有する森林を
適切に管理することで、方法
論に従った算定を行い、ポジ
ティブリスト化されている事
業についての参加を検討して
まいりたいと考えております。
また、ブルーカーボンは、
海洋生態系による大気中のCO₂
の吸収・固定を意味するもの
で、国において現在取り組み

を進めているところでありま
すが、将来的に海藻等による
カーボンオフセット制度を利
用した収益化が見込まれるこ
とから、国の動向を注視して
まいりたいと考えておりので
ご理解願いたいと思います。

佐藤伴則 議員

今村長の方から、検討を進
めてまいりたいと、この事業
に関してご答弁を頂いたわけ
ですが、情報を早く取り込ん
で、こういった事業は両制度
ともにこの事業を推進できる
島牧村の体制からしますと、
自主財源的な部分にも大きく
寄与してきます。

これによって、CO₂の削減が
図られた分を大企業が買って
くれたりする、そういった事
も出来るわけです。

ですから、検討するという
事ではなくて、是非とも早急
に取り組みたいという村長の
ご決意を改めて伺いたいと思
います。

藤澤克 村長

先程もちよつと言いました
けども、ポジティブリスト化
された、もう既にされている
事業というのが国の方でもう
既に示しているわけですから、
それに対して、島牧村が今ま
でもいろいろやってきた上で、
今後それがどう持つてけるの
かという事等もしつかりと検
討していかなければならない
物であります。

当然、早々早急に可能なと
ころからどんどんやっていく
という考えでありますけれど
も、そういう部分も含めて検

佐藤伴則 議員

討してまいりますので、ご理
解の程よろしくお願いいたし
ます。

もう少し、積極的にやりま
すよというご答弁をいただき
たかったと思いますけども、

地球全体としてこういった問
題は今世界的に言われている
わけですし、島牧村の現状を
鑑みますと、自然豊かで、海
域も広いし、たくさんは山林
に囲まれているわけでありま
すから、それらの整備にも繋
がるでしょうし、防波を造成
する、こういった事により、
漁業にも良い影響を与えるで
しょうし、山を整備すること
によって、災害等にも寄与さ
れる。

一石二鳥も三鳥も四鳥もあ

るのではないかと思います。
是非とも取り組みを早急にし
ていただく事をお願い申し上
げ、この質問を終わらせてい
ただきます。

一般質問を行う佐藤伴則議員



人口減少と、伴う空き家対策と 定住促進政策

佐藤 伴則 議員

問

人口減少、空き家対策、定住促進、これらの課題に対する現状認識、これまでの具体的な取り組み、取り組みの成果に対する自己評価、及び今後の課題と取り組むべき具体策をお聞かせください。

藤澤 克 村長

人口減少と、伴う空き家対策と定住促進政策ということですが、本村に限らず、少子高齢化による人口減少、特定空き家等による廃屋問題。

また、空き家の有効活用と移住定住の促進、これらは重要な問題として認識しており、島牧村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、雇用の創出・交流人口の拡大・子育て環境の充実・人口減少社会の進行を見据えた

持続可能な村づくりのため各種事業の推進に努めていると承知しております。

具体的に申しますと、新規就業者支援条例を活用した農業関連の移住者の増や商工業において、Uターンによる後継者の定住などにより、令和2年度の国勢調査人口は、1,356名となり、国立社会保険・人口問題研究所が予測した人口、1,311人より緩やかな減少となっております。空き家問題に関しては、廃屋解体撤去補助金の活用が

年々増加していることと、本日提案いたします住宅環境改善支援条例が有効な手段となりますことから、ご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

佐藤 伴則 議員

今、村長のご答弁の中で、本村に限らず、という言葉がございました。

確かにそうであります。それは、多くの自治体が問題として掲げている事だと思えますけれども、本村に限らないか

ら良いのだという事ではないと思います。

どちらかというところ、こういった政策について、他町村から比べると非常に遅れた状況にあるのではないかと、私は認識しておりますけれども、人口減少の推計が1,311人ですか、それから、1,356人という数字が先ほどございましたが、増やすぐらいの勢いで取り組まなくては、どんどん進んでいくんだらうと思います。

現状に満足することなく進めていただきたいと思えますし、そのためには、定住促進というものを、もっと積極的に様々な意味で進めるといったことが、必要ではないかと思えます。

村内においても、一部地域においては、地域での様々な地域活動も困難な状況になる地域も発生してきているわけですから、村の全体の姿というものを再度検討し、どうあるべきか考えていかなければ、例えば栄浜の地域ですとか、地域だけでは何もできない状況になっていくわけですね。

それをどう考えているのかという事を含めて、永続的に

今戦略会議ですか。会議ばかりやっていても、結論が出なければ何も変わらないと思いますので、是非とも積極的に取り組んでいただきたいという事を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。



農業者支援対策について



議員 坂下 初雄

問

現在のウクライナ情勢と、中国の肥料輸出禁止により、肥料価格の高騰で、島牧村の農業者は来年度の肥料購入に頭を悩ませている現状です。
 価格高騰対策、農家負担軽減を図る対策の為、村独自の支援策を考える必要があると思いますが、村長のお考えを伺います。

藤澤克 村長

農業者への肥料価格高騰による支援策についての質問であります。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰し農業経営へ影響が出ていることについては承知している事でございます。

国や北海道においては、高騰する肥料購入費負担軽減を図るために、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者への支援対策事業が実施されております。

国や北海道において実施される支援対策事業でコストを

坂下初雄 議員

村長もご存じのように、農業というのは大変手間のかかる地味な仕事です。

草取りから、農場の手入れ、そして、年に2回の収穫という感じで、非常にきつい仕事

賄いきれない部分におきましては、当村といたしましても、農業者への支援対策を前向きに検討していく考えでございます。

国際情勢が安定し、肥料の価格低下、資材の安定供給がなされ、継続的な農業経営ができる状況となることを期待いたしますけれども、この一時期、何とかそのような支援対策等を考えてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

だと村長もご理解していると、思います。

この化学肥料のみならず、化学肥料の制度の補助金につきましては、トン当たり値上がり分の70%を補助しますという事なんです。ですから、この辺の農家としては、非常に金額的に少ないものなんです。という事で、農家に対する少なめの補助を、農家にしてはどうかのかなという質問をして、補助でございませうから、補助金は村長の答弁では、あまり力強い答弁ではなかったのかなと思っております。特に島牧というのは、農協がございませぬので、農協が無いという事に対して、村には農政というものがありません。

藤澤克 村長

が、島牧の農業を担う農政はやはりこういうものに対して、色々手続きだとかというものに力を入れてもらわないと、島牧の農業は今後も継続できるかという心配がございませう。その辺を含めて、農業に対する支援をさせていただきたいというのが私の質問なんですけど、その辺についてどうでしょう。

まず肥料の支援につきましても、先ほど申し上げました通り、質問者もおっしゃってました通り、国がまず基本的な値上がり分の7割は国が支援しますということをおっしゃいます。それはしっかりと皆さん対

象として、取っていただきたい。

残った3割をどうするか、自己負担という事になるわけですから、それぞれその部分に対しては、村も支援のあり方を検討してまいりますという考え方です。

例えば残った3割の半分なり3分の2なり支援すれば、それだけ本人負担というものは、小さくなっていくという考え方ですので、そのところはご理解いただきたい。

これらの事業を受けていくためには、事務的な手間や色々な事があるといった部分を農協が無いとなかなか大変だという事等があるのかと思えます。

その辺は村の産業振興課の方で全面的に支援しながら、それぞれの農業団体、農業振興会等々と連携等をしっかりと密にしなからやっていくという考えですので、よろしくお願いたします。

坂下初雄 議員

農業も村の大事な産業でございますから、ご支援の程をお願い申し上げます。質問を終わります。

ハイヤー利用券交付事業について



藤田 和康 議員

問

先の第3回定例会、議案第6号の審議でも質問させていただきましたが、事業執行等について大変疑問がありますので再度質問いたします。

指定事業者は、村内の有限会社島牧ハイヤー1社となっておりますが、当該事業者は、事業用車両1台、運転手3人の状況で、現行のハイヤー事業の外、代替バス民間バスの借上、葬儀車両の運行等も受託しているなかで、全ての交付申請者への対応は非常に難しいと思います。

利用者の利便性と円滑な事業の実施を考えますと、近隣の事業者、社会福祉協議会についても指定すべきと思います。

また、社会福祉協議会の移送サービスの運行は、村内の行政施設、金融機関、歯科を除く医療機関、村外は歯科を除く通院限定となっておりますので、これらの規制についても解除、又は緩和すべきと思いますが村長の考えを伺います。

更に、当該事業は、地域公共交通活性化協議会の中で十分議論され、決定されたものと認識しておりましたが、補正予算成立後、書面会議で事業提案し、承認の可否を行っております。

書面会議で決定する様な簡易な事案ではないと思いますし、そもそも補正予算提出時には協議会で議論もされず承認も得ていないことになりましたが、この様な進め方について村長はどの様に考えているのか伺います。

藤澤克 村長

ハイヤー利用券交付事業についての質問でございますが、まず1点目の事業者1社では対応できないのではないかとこの点についてでございますが、当該事業はまだ開始したばかりであり、12月7日現在の利用登録者数は、56名

また、11月の利用実績は16名で16万9,500円、今後更に

利用者の増が見込まれますが、当該事業は村内の輸送資源である民間ハイヤー事業者を活用して実施するものであり近隣事業者まで指定を拡大する考えはございません。

また、社会福祉協議会の指定については、社会福祉協議会が高齢者福祉事業として、村の補助により、移送サービスを実施しておりますので、既に低料金で利用可能となつて

いることから、更なる補助となる指定を拡大する考えはございません。

次に、社会福祉協議会が実施する移送サービスの規制解除につきましては、地域交通会議での協議が整うことが必要であることから、令和3年2月に、対象を全村民に拡大し、目的地においても限定を解除することで地域交通会議へ提案いたしました。社会

福祉協議会が行う事業の範囲を超えているとして、実施にすることができませんでした。

しかしながら、既存交通資源を活用した新たなデマンド交通として、ハイヤーチケット導入の検討を開始し、令和4年1月に開催しました、協議会においても、早期に具体的取り組みを実施するよう意見が付されたところでございます。

この結果を踏まえ島牧村地域ハイヤー料金助成事業に策定いたしました。令和3年度に策定いたしました、島牧村公共交通計画において、自由度の高い公共交通の拡充として盛り込まれた施策の一環として、本年度途中からになります。本格導入に向けた試行事業として、利用調査を兼ねて実施している事業であります。

本格導入にあたりましては、

様々な意見を集約し議論を重ねてまいりますのでご理解願います。

なお、試行事業実施にあたりまして、書面会議に先立ち事業内容について委員へ意見照会を行っていることを申し添えさせていただきます。

藤田和康 議員

最後の決定プロセス、その辺の答弁が無かったように思うんですけども、社会福祉協議会のは限定、緩和もしないという答弁でしたし、補助についても行わないという答弁だったと思いますけども、通院に限らず、様々な運行需要あるなかで、1社で行う状況ですと、利用者が増えれば、利用できる人がたくさん出てくるような状況になると思うんです。

どうしてそういう、使えないような人を救ってあげるような手段を行わないのか、その辺もう一回答弁をお願いします。

それから、試行事業だと言っても、十分な事業の精査をしていないと思うんですけども。

対象者140人いる中で、

事業者1社なら当然不都合が出るという、そういうのは当然予想されたことだと思います。

何故こういうような事をやったのか、誰のためにやったのか、この辺も再度答弁をお願いします。

あと社協の運行規制の解除緩和についても、何か市町村輸送運送事業の料金変更だとか規制緩和だとか、前にも質問したみたいですけども、今回もこういうふうな状況を考えて、もう一回諮った方がいいと思うんですけども、当時は、指定事業者が反対したと思うんで、こういうような支援事業やっている中で、次にこういう提案をしたら、反対は無いと思いますので、その辺の答弁もよろしくお願いします。

それと事業の決定プロセスについて、協議会に事業提案もされて、承認も得ていない事業を補正で議会に出しているんです。それは問題あると思いますせんか。

他に公共交通計画で色々な事業も予定してますけども、今後の事業でも同じようなプロセスで事業を進めて行くん

ですか。

書面会議でやる前に議会にポンと金目だけを出して、その後に書面会議で提案してるんですよ。

それはちよっとおかしいと思うんですけども、それにしても、もう一回答弁をお願いします。

それと、さっきの9月7日の補正の時に、私色々質問したら、ホームページに詳しく詳細が載っているから、それを見て判断しろと言われたんですけども、そんな答弁あると思いますか。

私、議会軽視よりも議会無視だと思えます。

今後のこのような新規の事案がある場合に、説明資料なり、きちんと資料を出して説明すべきだと思います。これについてもよろしくお願いします。

後最後になりますけども、公共交通計画では、今回のハイヤー利用券交付事業は、令和4年度で検討、令和5年度で検討、適宜実施し、それから6年度、7年度も検討、適宜実施になっているんですけども、前倒した理由というのは何なのか、それについて

も答弁お願いします。

藤澤克 村長

一点目、資料提供した方がいいんじゃないかという事で、公共交通計画、一番最初の答弁ですけども、公共交通計画、どこで見れるのかという問題に対して、ホームページで見ればいいというように言われたという、資料自体の提供があってもいいのではないのかという、そういう意味じゃないですか。そういう質問じゃないですか。

質問趣旨をこちらの受け止め方が違うという事であれば、答弁にならないことになってしまふので。

あくまでも、当時ホームページで見てくださいと言ったのは、どこでどう公表されて見れるのですか、という事に対して、ホームページ上で見れます、と言ったという事をまずご理解いただきたいと思えます。

2点目の試行事業を140人とされたその歳出根拠、また1社でその対応をしていくのかというご質問。

これについて140人とした考え方が、当時65歳以

上が住民基本台帳の人数で言う603人。このうち自家用車保有者が、254人。

これは令和3年のアンケートの数字ですが、この分を差し引いた349人が想定交付対象という考え方で、実際に利用を見込まれる率を40%といたしました。

これも令和3年に行ったアンケートの数字からの算定数字で、その結果が先ほどの349人の40%ということになります。

この140人に3万円を掛けた金額420万円という形になっております。

実際に40%の利用の人の登録料となるかというのは非常に微妙な判断かと思いますが、関係者の話ではそこまで至らないのではないかと意見もありました。

想定としては、十分な数ではないのか、それで、次にその人数を1社で対応できるのかという問題につきましては、正直言いました、先ほども申し上げました通り、持続可能な地域公共交通という考え方で、まず地域の資源、資材を基に行うという事ですので、

村内事業者に実際に試行としてやっていたらどうか。

そして、事業者では、私達が先にできないだろうという事で、他町村事業者を参入させて、指定するという事ではなく、あくまでも地元事業者さんが、実績としてもここで限界だ、実際にやってみて限界だというような意見が出されてきましたら、それから次の段階にそうしたらどうするという問題になる、そういうふうにご理解いただけますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、移送サービスの見直しについて、再提案をすれば反対する人はいないんじゃないかというお話ですけども、地域公共交通協議会で、杜協さんの移送サービスの関係は協議して欲しいという事を私が協議会の方に申し入れる事を伝えることは可能ではあります。

それを受け協議会の方で、村からもそういう要請があるのなら、話してみようという事になることは可能かと思えます。

しかし、その結果が、どういう形になるかは、全く予測

不能です。

場合によっては、地域公共交通として、範囲を逸脱しているということ、極端な言い方をしますと、社会福祉協議会さんがやっている、移送サービス事態をストップさせるということも、協議会の中で決して不可能ではないという事もご理解いただきたいと思います。

賛成してくればそれはそれでいいんですけども、そうじゃない、全く逆のケースが起り得ることがあるかもしれないという事をご理解願いたいと思います。

それから、ハイヤーチケット問題に関しての、決定していったプロセスが、順番が違わんじやないかという事等を含め、協議会の審議の前に、村予算が、先に行われているとか、その辺は順番が、プロセスが違うんでないかというふうに指摘質問だったかと思えます。

この質問につきましては、質問者さんが、次の公共交通協議会について、というご質問の中でも似たようなケースの話が、プロセス、順番が違うんではないかというのがある

りますけれども、その事を再度詳しく答弁させていただきましても、この協議会の性格としては、このようなあり方があっても何ら問題ではないと認識しております。その辺もご理解いただきたいと思います。

以上、私共の方でメモした範囲での質問に対する答弁ですが、もし、この問題についてはまだ触れていない、最初の質問も、それは質問趣旨が違うという事でありましたら、申し訳ありませんが指摘していただければ、その分について答弁させていただきます。

藤田和康 議員

まず一点目ですけども、これ答弁がかみ合わないような気がするんですけども、通院に限らず、利用者が増えていくと、村長は業者さんが悲鳴を上げるまで、困ったと言うまでやると言ってますが、したら誰が困るんですか。

利用申請者が増えていったら、利用できなくなる人ほとんど増えていくんですよ。今の状況で試行事業と違って、もうちょっと考えて事業運営すべきではないですか。

何故そんなこと、当然に分かるような事をそのまま考えないで、何故こういう事業をやったかという事を聞いてたんです。

これは全然、利用者のことを考えてない。

まずそれが一点目と、規制緩和という事をやったら、協議会の中で、福祉の移送サービスの方をストップさせられるみたいな脅し文句を言ってますが、では、誰が反対して、誰のためにやっているのか、片方は無償でどこに行ってもいいのに、もう片方は有償で規制も受けているんですよ。

そんなやり方はちよつと如何なものかと思えますけども、その辺も聞いているし、それと、ホームページの関係ですが、そもそも説明責任の放棄と言うか、ホームページを見て判断しろというやり方はおかしいんじゃないのかと言っているんです。

前の議会で補正を出した時に、ホームページを見てどうやって判断するの。

補正の段階で、この事業自体やるとか載ってないんですよ、そんなこと言うんだっただら。

村長さっきの答弁だったら、別にそんな協議会でやらないで、いきなりこっちに出してそれでいいみたいな言い方をしてるけども、それもちよつとおかしいんじゃないですか。

私が言っているのは、今度そういう新規案件があったら、ちゃんと資料を添付して説明した方がいいんじゃないのかという、そういう答弁伺ったんですけども。

それと、最後に公共交通計画で、今の事業というのが令和4年度からやっているけども、この公共交通計画では、4年度は検討期間なんです。

5年度は検討、適宜実施というふうになっているのを何故前倒ししたか、その答弁も抜けていると思うのでよろしくお願いします。

藤澤克 村長

先ほど来、色々お話ししている部分と重複するんですけども、誤解しないでいただきたいんですけども、公共交通協議会、場合によっては杜協の件は、脅しのような事と言いますけれども、脅しているのではなくて、私は、この地域

公共交通計画に基づき、これからも物事を試行していく協議会については、非常に権限がある、大きな協議会であるということをご理解いただきたいという事でございます。

村側から、そういう問題提起をするということは、可能であるという、決して不可能な事ではないでしょうという事を言っていましたので、その結果がどうなるかは分かりませんが、全く逆の、質問者が言われるような結果と、違う事も起こり得るという事もご理解いただきたいと思います。言っていますので、ご理解していただきたいと思えます。

それと、質問者は明らかに今はもうタクシー社では利用者さんは、もう使えなくなつて崩壊してしまふ。

そういうふうにもう全然駄目になつてから、それまで、村長は永遠とやれやれというふうに言っているのか、やるのか、何故事前に業者さんの事を考えれば、他社タクシー会社さん等も入れながらなり、他の社会福祉協議会さんなりと同列にできないのかというようなことを言われているのではないのかなと思つて

んですけども、先ほど来言つております、あくまでも試行事業でやっているものです。実際どれだけの実績が上がつてくるのか、まだ今、試している最中です。

それから、再三言いました通り、社会福祉協議会さんの移送サービス、それは既に村からの補助によって非常に安い価格帯で利用できている。但し、ある程度限定されたものであるという状況です。これを全くみんな同じにすると言うのであれば、そうすべきだという事であるならば、仮にタクシーチケットの関係と社協の関係と、いずれにしてもどこかで、何らかの自己負担の関わるものというのは、全て同額化していかなければならない。

通常の路線バスに乗れば皆同じ料金を払う、そういうような認識の考えに至らなければならぬという事をご理解いただきたいと思います。

ただ、いわゆる公共交通という考え方で、先ほども言いましたけれども、もう一つは社会福祉という考え方、それらの部分を包括的にしていくのか、段階的にそれぞれを特化

させていきながら、段階的に行っていくのか、村民利用者にすれば、質問者が言う通り、そんなのどっちでも同じじゃないか、より安くやっていけばいいじゃないかという話になる。無料が一番だという話になるかもしれないけれども、そうはいかない仕組みにある事をご理解いただきたいと思います。

ホームページ等を見て判断するのはおかしいのではないかと、資料等はちゃんと本来しっかりと提示して、事前説明等行うべきではないのかという、そういった形では、これからは可能な限り、配慮していきたいながら、進めて行きたいと思つております。

いずれにいたしましても、今話した通り、そういうことをご理解いただきたいと思います。

実施年度のずれの問題、確かに公共交通計画の中には、39ページ、質問者がおっしゃられる通り、令和4年度は、いわゆる検討で、5年度で、検討と適宜実施、6年度以降が実施というような形になって、前倒しに何故したのかという事ですけども、先ほ

ど来申し上げております通り、様々な社会福祉協議会さんの事業の拡大の問題であったり、様々な事事も考え合わせでやっていった場合、もうこの地域としての持続可能な公共交通のあり方、その一つの大きな部分、地元にも事業者さんが居る訳ですから、タクシー会社さんをしっかりと活用しながらやっていく、この部分は、すぐにでも試行していくべきではないか、そういうご意見もお話もたくさんあり、早く進めるべきだというご意見等もありましたので、それが、前倒していった部分でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

藤田和康 議員

色々と答弁していただきましたけれども、何か理解できないような、いくら、試行事業試行事業と、何回も言つてますが、もうちょっと煮詰めてやるべきだと思うんですよ。

村長は、140人で利用者4割どうのこうのと言つてますが、実際に有限会社島牧ハイヤーさんがやっていて、対応できなくなつて、それま

ですと試行事業でやるみたいな答弁をしています。もうちょっと中身もそうですし、物の進め方は、きちんとルールがあると思うので、その辺しっかりとやらせてもらうように、社協の補助の関係とか規制緩和の関係とか、その辺も是非やっていただきたいと思つておりますので、よろしくお願ひします。



一般質問を行う藤田和康議員



一般質問を行う坂下初雄議員

島牧村地域公共交通活性化協議会について

藤田 和康 議員

問

本協議会の発足は、委員の委嘱、会長・副会長等の選任、財務規定、事務局規定等の制定、予算措置がなされた令和3年8月12日だと思えます。

通常であれば、地域公共交通計画策定業務の業者の決定等については、協議会発足後に行われるものと思いますが、今回の業者決定は、令和3年6月22日起案、令和3年7月1日契約となっており、委託者は島牧村地域公共交通活性化協議会「会長 野崎泰生」氏となっております。

問題のある事案と思いますが、村長はどの様に認識しているのかお伺いします。

藤澤克 村長

島牧村地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通に関する計画の作成及び実施のため、村が令和3年3月31日に制定した協議会設置要綱に基づき、同日、令和3年3月31日に設置されており、副村長が会長を務めております。

その後、令和3年4月27日協議会会長名で北海道運輸局に対し、令和3年度地域公共交通調査事業の国庫補助申請を行い、5月28日に公布決定を受けておりますから、7月1日にコンサル事業者と委

託契約を提携したところで、この契約時期につきまして

は、国土交通省発行の地域公共交通計画等の作成と運用の手引きにおきまして、協議会運営をスムーズに進めるため

に、早い段階で、良いアドバイザーを見つけておく必要があること、他の自治体におきましても、協議会の開催前に、契約を行う事は行われており、当協議会では、事務局規定第4条の専決事項で、事後承認を得ることが規定されております。

いづれにしても、令和3年8月12日に開催された、第1回協議会前に、契約行為を

行った目的は、協議会運営をスムーズに進めるためであり、

国の手引書に基づいて行った事でありまして、ご理解いただきたいと思えます。

藤田和康 議員

すごい認識に相違があると思うんですけども、そもそも協議会が出来たのは、8月12日ではないですか。委嘱した日だと思いませんか。

それが何で、さつき4月とか出来てそれが国の補助金貰って云々と言ってますけども、そもそも6月に起工して

7月1日に契約するという環境に無いんじゃないですか。8月12日に委嘱して協議会

をやった、通常だったらそれから物事をやるのに、契約なんてできるわけないと思うんですけども、起工してですよ、村長、私が指摘したのは、コピーいたいたんでですけども、副村長は会長という格好になつて、村長は村長でまた決裁しているのは、協議会の決裁なのか、それとも村の決裁なのか、これは絶対おかしいと思えますけども。

藤澤克 村長

これは、見解の相違になつてしまふと思うんですけども、先ほど来言っております通り、法律に基づく組織体です。

それで、これは先ほどの答弁の中でも令和3年3月31日に制定した、協議会設置要綱、これに基づいて行っております。その中には、会長は、副村長というふうに指定しております。

各委員構成については、あくまでも、それぞれの関係業界等の方達という事になっております。

従つて、この設置要綱が施行された段階で、もう設立されたというそういう認識の基で、全てが執り行われて行つ

ている。そういう事でありまして、決しておかしいことではないというふうにご理解願いたいと思えます。

藤田和康 議員

食い違っていますけども、認識のずれというより、村長方の認識がおかしいと思うんです。

要綱が出来たのが3月と言つても、そうしたら要綱が出来た段階で組織立ち上げになってますか。

委嘱して、そういう段階を踏んで協議会ができるんです。何かめっちゃくちな話をしていくけども、もう一回その辺、きつちりと契約した流れと、正規の流れはこうで、村長さつきも何か、他の自治体もやっているみたいな事を言うけども、私がネットで見た自治体は、ほとんど協議会をやつて、それから入札なり、契約しているんですよ。

その辺もう一回確認して、次の機会が結構ですので、時系列みたいな、比較するようなものを作っていたら、私、かなり問題がある事案だと思いますので、よろしくお願ひします。

決算 審査 特別 委員会

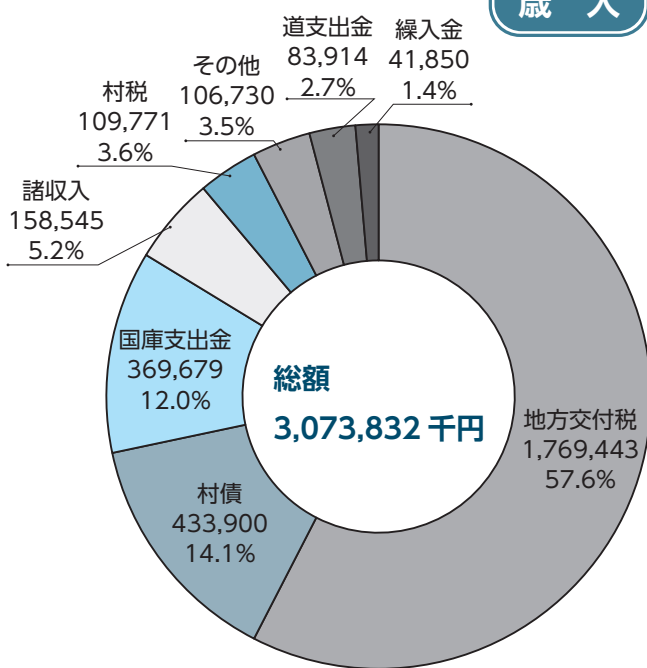
令和3年度の各会計決算は、9月7日開催の第3回村議会定例会において、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託、閉会中の継続審査(後日審査)となっております。

11月24日に再開した決算審査特別委員会では、各会計とも原案のとおり認定すべきものと決定し、審査結果は第4回村議会定例会において、佐藤伴則委員長が報告しました。

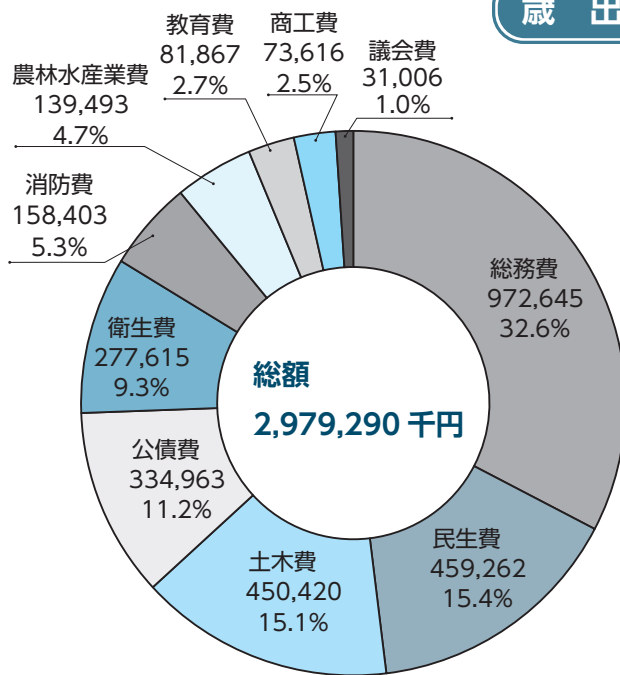
令和3年度一般会計決算

(単位：千円)

歳入



歳出



(単位：千円)

各会計別決算総括表

| 会計名 | | 令和3年度 決算額 | 令和2年度 決算額 | 増 | 減 | 対前年度 伸長率 | 備考 | |
|------|----------|--------------|--------------|---------|----------|-------------|--------------------------------|---------|
| 一般会計 | 歳入 | 3,073,832 | 3,014,360 | 59,472 | | 2.0% | | |
| | 歳出 | 2,979,290 | 2,913,246 | 66,044 | | 2.3% | | |
| 特別会計 | 国民健康保険事業 | 歳入 | 90,247 | 78,101 | 12,146 | | | 15.6% |
| | | 歳出 | 87,809 | 74,477 | 13,332 | | | 17.9% |
| | 簡易水道事業 | 歳入 | 168,597 | 88,578 | 80,019 | | | 90.3% |
| | | 歳出 | 168,597 | 88,578 | 80,019 | | | 90.3% |
| | 後期高齢者医療 | 歳入 | 26,242 | 26,204 | 38 | | | 0.1% |
| | | 歳出 | 26,242 | 26,202 | 40 | | | 0.2% |
| | 合併処理浄化槽 | 歳入 | 77,999 | 91,566 | △ 13,567 | | | △ 14.8% |
| | | 歳出 | 77,999 | 91,566 | △ 13,567 | | | △ 14.8% |
| 計 | 歳入 | 363,085 | 284,449 | 78,636 | | 27.6% | | |
| | 歳出 | 360,647 | 280,823 | 79,824 | | 28.4% | | |
| 合計 | 歳入 | 3,436,917 | 3,298,809 | 138,108 | | 4.2% | 令和3年度は、 差引 96,980 千円の黒字。 | |
| | 歳出 | 3,339,937 | 3,194,069 | 145,868 | | 4.6% | | |
| | 差引 | 96,980 | 104,740 | △ 7,760 | | △ 7.4% | | |

務 調 査

委員会レポート

総務社会

常任委員会

委員長 佐藤 伴則
副委員長 藤田 和康
委員 坂下 初雄
委員 高島 紀彦
委員 佐藤 清司
委員 中田 仁史

第3回村議会定例会（9月7日招集）において、閉会中の継続調査とした総務社会常任委員会所管事務調査は、10月25日、村、教育委員会から担当者が出席し、現地等において説明を受け調査を行いました。調査した項目と結果概要は次のとおりです。

なお、調査結果は12月14日招集の第4回村議会定例会において佐藤伴則委員長が報告しました。

小学校について

・遊具の腐食状態を注視しながら、更新・維持管理を計画的に進められたい。
また、校舎の老朽化が進んでいるため、中学校との統合など将来に向けての計画化に思慮されたい。



→ 小学校の視察

中学校について

・小学校、給食センターとの集約化の立案等を進められたい。



→ 中学校の視察

教職員住宅建設予定地の状況について

・令和5年度中の建設工事終了に向け事業実施を進められると共に今後の全体計画を議会に示されたい。



→ 教職員住宅建設予定地視察

その他、総務社会常任委員会に関すること

・村所有の遊休施設は適正な管理体制の基にないと推察される。

有効活用の為、新たな用途に利用可能なものと利用不可能な施設を選別して、活用可能と判断された施設の具体的な利用計画と、利用不可能な施設は保険料や基本料金の削減に取り組んでください。

また、著しく老朽化し使用されていない施設、職員住宅等については、防犯や環境への配慮から解体等の計画を議会に示されたい。



→ 屋内ゲートボール場視察

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 濱野 勝男 |
| 副委員長 | 高島 紀彦 |
| 委員 | 坂下 初雄 |
| 委員 | 佐藤 清司 |
| 委員 | 藤田 和康 |
| 委員 | 後藤 諭 |

第3回村議会定例会（9月7日招集）において、閉会中の継続調査とした産業建設常任委員会所管事務調査は、10月13日、村から担当者が出席し、説明を受け現地等において調査を行いました。調査した項目と結果概要は次のとおりです。

なお、調査結果は12月14日招集の第4回村議会定例会において、高島紀彦副委員長が報告しました。

千走第3及び千走第4頭首工の状況について

・本年8月、大雨による千走川の増水により被害があった、千走第3頭首工の早期復旧整備を進められたい。

また、千走第4頭首工についても構造的に河川増水時の被害が想定されるため改良整備されたい。



→千走第3頭首工状況視察



→千走第4頭首工状況視察

有害鳥獣解体処理施設建設工事の状況について

・有害鳥獣個体数の増加により、住民への被害が懸念される状況にあって、施設建設工事完了後、稼働がスムーズに行われ、有効的に施設が活用されるよう事業を進められたい。



←有害鳥獣解体処理施設建設工事状況視察

10月

- 3日 後志町村議会議長会臨時会（倶知安町 中田議長）
- 11日 例月出納検査
- 13日 産業建設常任委員会所管事務調査（濱野委員長ほか）
- 22日 島牧小学校学芸会（中田議長）
- 24日 狩場山CATスキーツアー実行委員会総会（中田議長）
- 25日 総務社会常任委員会所管事務調査（佐藤伴則委員長ほか）
- 26日 後志教育研修センター組合議会第2回定例会（佐藤伴則議員）

11月

- 2日 島牧村功労者表彰式（中田議長ほか）
- 8日 後志町村議会議長会視察研修（長野県ほか中田議長）
- 9日 第66回町村議会議長会全国議長大会（東京都 中田議長）
- 10日 後志町村議会議長会中央要望（東京都 中田議長）
- 11日 例月出納検査
- 24日 決算審査特別委員会
- 30日 後志広域連合議会運営委員会（倶知安町 中田議長）
第2回後志広域連合議会定例会（倶知安町 中田議長）

12月

- 7日 議会運営委員会
- 9日 第4回村議会定例会
- 12日 例月出納検査
新島牧ウインドファーム竣工式（中田議長）
- 19日 南部後志衛生施設組合議会第2回定例会（寿都町 藤田議員）
南部後志環境衛生組合議会第2回定例会（黒松内町 佐藤清司議員）
- 27日 岩内・寿都地方消防組合議会臨時会（岩内町 高島議員）

後編 集記

■議会広報「かりば180号」をお届けします。
本号では、第4回定例会の審議内容、一般質問の内容を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。



▲ — 1月10日～13日 — 小・中学生国内視察研修